議事要旨(5)　企業会計基準公開草案「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」について

新井専門研究員より、以下の説明が行われた。

■　資料「審議事項(5)-1　関連当事者開示の検討状況(第5回)」について

会計基準案については、前回の企業会計基準委員会や専門委員会における指摘等を踏まえて、修正を行った。主な変更箇所は以下のとおりである。

・　会社法上、個別注記表の開示が求められるため、連結財務諸表作成会社においては、個別財務諸表上の注記は不要である旨は削除。
・　貸倒関係情報は、関連当事者の区分ごとに集約して記載できることを明記。
・　開示対象を明確にするため、個々の関連当事者の記載を修正。
・　取引条件についての開示を求める趣旨を追加。
・　適用時期を明記（平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用（早期適用可））。

また、重要性の判断のための数値基準は、適用指針案で検討している。

・　関連当事者との取引の重要性の判断規準については、個人との取引を中心に現行のJICPA監査委員委員会報告の扱いを緩和する方向で検討している。
・　重要な共同支配企業及び重要な関連会社の要約財務諸表については、米国SECのルール等を参考にして、数値基準を検討している。また、重要な共同支配企業の形成においては、持分比率が50%を大幅に超えるものも開示することを検討している。

■　「公表にあたって（案）」について

公開草案の概要では、財務諸表等規則と比較して、相違する点を中心に示している。具体的には、①関連当事者の範囲（新たに関連当事者に含められる者）、②取引範囲（連結上、連結子会社と関連当事者との取引も開示対象）、③開示項目（不良債権関係）、④関連当事者の存在に関する開示（親会社の名称等、重要な共同支配企業や重要な関連会社の要約財務諸表）⑤適用時期についてである。

上記及び会計基準（案）の文案等について、委員より、主に以下の意見があった。

・　「審議事項(5)-2　当面のスケジュール案」によれば、会計基準案を先に公表することを予定しているが、会計基準と適用指針は密接な関係にあり、適用指針案の議論を十分してから会計基準案の議決もすべきである。
・　会計基準案と適用指針を合わせて検討しないと、会計基準案の妥当性の判断ができないので、両者をセットで議決すべきである。
・　年金については、「明らかに独立している」という文案となっているが、役員が基金に送り込まれている場合でも、規制があり自由にはできないため、「明らかに」という文言は不要ではないか。具体的に主な年金制度の扱いも示してほしい。

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

・ 連結財務諸表作成会社においての個別財務諸表上での注記は不要である旨の削除については、元の記載に戻すべきである。また、個別財務諸表上、連結上相殺消去した親会社と子会社の取引の開示は、どの程度求められるのか検討すべきである。
・ 会社法における個別財務諸表での注記との関係で、一般的な条件と記載するときは検証すべきとする会計基準の文案があると、計算規則による実務にも影響すると考えられるので、削除することを検討すべきである。
・ 投資家としての立場から、一般的な条件と記載するときは検証すべきとする扱いは必要である。
・ 監査人の立場からは、一般的な条件と記載するときには検証すべきとする記載は必要である。ただ、表現を変更する余地はある。一般的な条件の記載は、作成者の恣意性が入る可能性があり監査は難しい場合がある。文章を残した上で、公開草案で意見を聞いて見るべきではないか。
・ 会社法との調整が必要な点があれば、会計基準上で検討し、ASBJ から法務省に提案したらどうか。

これらの意見を踏まえて、スケジュール案は事務局で検討することとし、その他の点については、引き続き専門委員会で検討することとされた。

以　上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。